◎新潟県告示第1102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年９月17日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　路　線　名　　県道　　大月六日町線

２　供用開始の区間

南魚沼市東泉田字前島585番３から同市六日町字屋敷1799番10まで

３　供用開始の期日　　平成25年９月18日